

大洗研究所(北地区) 核燃料物質使用施設等保安規定 の変更内容について

令和3年6月9日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
材料試験炉部

大洗研究所（北地区）核燃料物質使用変更許可（令和3年5月26日：原規規発第2105261号）ともない、大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定の主に第1編総則、第5編JMTRの管理の見直しを行う。

主な見直し箇所は以下の通りである。

- 照射設備の削除。
- 核燃料物質及びキャプセル等の管理の見直し。
- 照射済核燃料物質等のホットラボへの引渡しに係る記載の見直し。

また、その他、記載の適正化を図った。

核燃料物質使用変更許可申請書との整合のため、以下の条項について削除又は変更を行う。

第1編:「定義」、「職務」、「対象使用施設等」、「施設管理者一覧」、「管理区域管理者一覧」

第5編:「要員の配置」、「使用上の制限」、「照射設備の警報の作動条件」、「カナル等の水位の維持」、「カナル等の水質の維持」、「重要な設備等の操作」、「使用開始前点検」、「巡視」、「使用停止後点検」、「計画停電時の措置」、「修理及び改造」、「未照射核燃料物質の受入れ検査」、「キャプセル等の製作」、「キャプセル等の挿入及び取出し」、「照射済のキャプセル等の引渡し」、「キャプセル等の所在管理」、「警報が作動した場合の措置」、「キャプセル等の点検等において異常を認めた場合の措置」、「JMTR居室実験室1階平面図」、「JMTR照射準備室及び燃料管理室平面図」

○原子炉施設保安規定との整合を図る。

→以下の条項について**変更**を行う。

第5編:「負圧の維持」、「警報が作動した場合の措置」、「負圧の維持ができなくなった場合の措置」

○JMTRキャプセル等審査委員会に係る記載の見直しを行う。

→以下の条項について記載の**削除**又は**変更**を行う。

第1編:「**核燃料取扱主務者の職務**」、「**使用施設等安全審査委員会の審議事項**」、「**JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成**」、「**JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項**」、「**使用施設等の管理組織**」

○第5編:JMTRの管理における条項番号の変更に伴う記載の見直しを行う。

○その他記載の適正化を行う。

○使用施設等保安規定の変更認可申請は、機構内の審査後に速やかに申請する(6月下旬頃を予定)。